

改正後	改正前
目次 第一章 (略) 第二章 作業環境測定士等 第一節 (略) 第二節 指定試験機関(第三十一条―第四十三条の二) 第三節・第四節 (略) 第五節 登録サンプリング補助者講習機関(第五十一条の十一―第五十一条の二十五) 第三章・第四章 (略) 附則 (令第一条第二項第二号の厚生労働省令で定めるもの) 第一条 作業環境測定法施行令(以下「令」という。)<u>第一条第一項第二号の厚生労働省令で定めるものは、電離放射線障害防止規則(昭和四十七年労働省令第四十一号)第五十三条第二号又は第二号の二に掲げる作業場とする。</u> (令第一条第二項第一号の厚生労働省令で定めるもの) 第一条の二 <u>令第一条第二項第一号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。</u> 一 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第四十二条の五第一号及び第二号に規定する場合において、労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて測定を行う作業場 二 労働安全衛生規則第四十二条の五第三号に規定するときに労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて測定を行う作業場 (令第一条第二項第二号の厚生労働省令で定めるもの)	目次 第一章 (略) 第二章 作業環境測定士等 第一節 (略) 第二節 指定試験機関(第三十一条―第四十三条) 第三節・第四節 (略) (新設) 第三章・第四章 (略) 附則 (令第一条第二号の厚生労働省令で定める<u>作業場</u>) 第一条 作業環境測定法施行令(以下「令」という。)<u>第一条第二号の厚生労働省令で定める作業場は、電離放射線障害防止規則(昭和四十七年労働省令第四十一号)第五十三条第二号又は第二号の二に掲げる作業場とする。</u> (新設)

第一条の三 令第一条第二項第二号の厚生労働省令で定めるものは、労働安全衛生規則第四十二条の六に規定するときに作業環境測定法（以下「法」という。）第二条第二号に規定する作業環境測定（以下「作業環境測定」という。）を行う作業場とする。

（法第二条第七号の厚生労働省令で定める機器）

第二条 法第二条第七号の厚生労働省令で定める機器は、次に掲げる機器（以下「簡易測定機器」という。）以外の機器とする。

一 三 （略）

（作業環境測定の実施）

第三条 事業者は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条第一項又は第六十五条の三第二項の規定により、法第二条第四号に規定する指定作業場（以下「指定作業場」という。）について作業環境測定を行うときは、次に定めるところによらなければならない。

一 デザイン及びサンプリングは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者を実施させること。

イ 当該指定作業場において作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う作業環境測定に係るデザイン及びサンプリング（以下「個人サンプリング法」という。） 法第二条第五号に規定する作業環境測定士（以下「作業環境測定士」という。）のうち、第六条第一項第一号又は第四条に定める事項について登録を受けているもの

ロ 個人サンプリング法以外のもの 作業環境測定士（第六条第一項第六号に定める事項について登録を受けている第二種作業環境測定士を除く。）

二 分析（解析を含む。以下同じ。）は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者を実施させること。

イ 簡易測定機器以外の機器を用いて行う分析 法第二条第六

（新設）

（法第二条第六号の厚生労働省令で定める機器）

第二条 作業環境測定法（以下「法」という。）第二条第六号の厚生労働省令で定める機器は、次に掲げる機器（以下「簡易測定機器」という。）以外の機器とする。

一 三 （略）

（作業環境測定の実施）

第三条 事業者は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条第一項の規定により、法第二条第三号に規定する指定作業場（以下「指定作業場」という。）について同条第二号に規定する作業環境測定（以下「作業環境測定」という。）を行うときは、次に定めるところによらなければならない。

一 デザイン及びサンプリングは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者を実施させること。

イ 当該指定作業場において作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う作業環境測定に係るデザイン及びサンプリング（以下「個人サンプリング法」という。） 法第二条第四号に規定する作業環境測定士（以下「作業環境測定士」という。）のうち、個人サンプリング法について登録を受けているもの

ロ 個人サンプリング法以外のもの 作業環境測定士

二 分析（解析を含む。以下同じ。）は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者を実施させること。

イ 簡易測定機器以外の機器を用いて行う分析 法第二条第五

号に規定する第一種作業環境測定士（以下「第一種作業環境測定士」という。）のうち、当該指定作業場の属する別表に掲げる作業場の種類について登録を受けているもの ロ イに規定する分析以外のもの 作業環境測定士（第六条第一項第六号に定める事項について登録を受けている第二種作業環境測定士を除く。）	2 事業者は、前項の規定による作業環境測定を行うことができないときは、次に定めるところによらなければならない。	一 デザイン及びサンプリングは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める法第二条第八号に規定する作業環境測定機関（以下「作業環境測定機関」という。）又は法第三条第二項ただし書の厚生労働大臣が指定する機関（以下「指定測定機関」という。）に委託すること。 イ 個人サンプリング法 第五十二条第一号に定める事項について登録を受けている作業環境測定機関又は個人サンプリング法について指定を受けている指定測定機関 ロ （略）	二 （略）	第三条の二 事業者は、労働安全衛生法第六十五条の三第一項の規定により、指定作業場について作業環境測定を行うときは、次に定めるところによらなければならない。 一 デザイン及びサンプリングは、作業環境測定士のうち、第六条第一項第五号又は第六号に定める事項について登録を受けているものに実施させること。 二 分析は、第一種作業環境測定士のうち、当該指定作業場の属する別表に掲げる作業場の種類（特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十八条の二十一第二項及び第四項に規定する測定を行う場合においては、別表第四号の作業場の種類。次項第二号及び第六十一条の二第二号におい
--	--	--	--------------	---

号に規定する第一種作業環境測定士（以下「第一種作業環境測定士」という。）のうち、当該指定作業場の属する別表に掲げる作業場の種類について登録を受けているもの ロ イに規定する分析以外のもの 作業環境測定士	2 事業者は、法第三条第一項の規定による作業環境測定を行うことができないときは、次に定めるところによらなければならない。	一 デザイン及びサンプリングは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める法第二条第七号に規定する作業環境測定機関（以下「作業環境測定機関」という。）又は法第三条第二項ただし書の厚生労働大臣が指定する機関（以下「指定測定機関」という。）に委託すること。 イ 個人サンプリング法 個人サンプリング法について登録を受けている作業環境測定機関又は指定測定機関 ロ （略）	二 （略）	（新設）
---	---	--	--------------	-------------

2 て同じ。)について登録を受けているものに実施させること。 事業者は、前項の規定による作業環境測定を行うことができな いときは、次に定めるところによらなければならない。	一 デザイン及びサンプリングは、第五十二条第三号に定める事 項について登録を受けている作業環境測定機関又は法第二条第 三号に規定する個人ばく露測定(以下「個人ばく露測定」とい う。)に係るデザイン及びサンプリングについて指定を受けて いる指定測定機関に委託すること。 二 分析は、当該指定作業場の属する別表に掲げる作業場の種類 について登録を受けている作業環境測定機関又は当該作業場の 種類について指定を受けている指定測定機関に委託すること。	第三条の三 事業者は、労働安全衛生法第六十五条の三第三項の規 定により、指定作業場について作業環境測定を行うときは、次に 定めるところによらなければならない。 一 デザイン及びサンプリングは、作業環境測定士のうち、第六 条第一項第五号又は第六号に定める事項について登録を受けて いるものに実施させること。 二 分析は、測定を行おうとする化学物質の分析方法に応じて、 厚生労働大臣が定める要件を満たす者に実施させること。	2 事業者は、前項の規定による作業環境測定を行うことができな いときは、次に定めるところによらなければならない。 一 デザイン及びサンプリングは、第五十二条第三号に定める事 項について登録を受けている作業環境測定機関又は個人ばく露 測定に係るデザイン及びサンプリングについて指定を受けてい る指定測定機関に委託すること。 二 分析は、測定を行おうとする化学物質の分析方法に応じて、 前項第二号に規定する者が所属している作業環境測定機関又は 指定測定機関に委託すること。	第三条の四 法第四条第三項の厚生労働省令で定めるものは、労働
--	---	--	---	---

(新設)

(新設)

安全衛生法第六十五条の三第一項又は第三項の規定により、指定作業場について行う個人ばく露測定のうち、サンプリング（作業環境測定士がサンプリングごとに指定する方法により行うものに限る。）又は分析（職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第十一の三に掲げる検定職種のうち、化学分析に係る一級の技能検定の試験科目に含まれる分析方法により行うものであり、かつ、当該技能検定に合格した者（次条において「一級化学分析技能士」という。）が所属する事業場で採取された試料に係るものに限る。）の業務とする。

第三條の五 法第四條第三項の厚生労働省令で定める者は、前條のサンプリングの業務については、都道府県労働局長（第五十一條の十第二項柱書に規定する場合にあつては、厚生労働大臣）の登録を受けた者が行う個人ばく露測定のサンプリングに関する補助者の講習（第五節において「サンプリング補助者講習」という。）を修了した者とし、分析の業務については、一級化学分析技能士とする。

（作業環境測定士の資格）

第五條 法第五條の厚生労働省令で定める労働衛生に関する業務に従事した経験は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる年数以上労働衛生の実務に従事した経験とする。

- 一 法第十五條第一号又は第十五條第三号、第三号の二、第四号若しくは第七号のいずれかに該当する者 一年
 - 二 法第十五條第二号又は第十五條第一号若しくは第五号のいずれかに該当する者 三年
 - 三 第十五條第六号に該当する者 四年
 - 四 第十五條第二号に該当する者 五年
 - 五 前各号のいずれにも該当しない者（次項第一号に該当する者を除く。） 八年
- 2 法第五條の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

（新設）

（作業環境測定士の資格）

第五條 （新設）

法第五條の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 第十五条第九号又は第十号の者（法第五条の作業環境測定士試験（以下「試験」という。）の全科目が免除された者を除く。）で、試験に合格し、法第五条の講習（以下「講習」という。）を修了したもの 二 試験の全科目が免除された者で、講習を修了したもの	三（略） 四 その他厚生労働大臣が、前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定する者	3 前項第三号の規定による認定を受けようとする者は、同号イ又はロに該当することを証する書面を添えて、書面により、厚生労働大臣に申請しなければならない。	4 第二項第三号又は第四号の規定による認定は、作業環境測定士の種別及びその種別が第一種作業環境測定士である場合にあつては、その者が作業環境測定を行うことができる別表に掲げる作業場の種類を定めて行うものとする。	第五条の二 前条第二項の規定にかかわらず、学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業能力開発短期大学校若しくは職業能力開発大学校（以下「大学等」という。）のうち厚生労働大臣の登録を受けたものにおいて、法第二条第七号に規定する第二種作業環境測定士（以下「第二種作業環境測定士」という。）となるために必要な知識及び技能を付与する科目として次に掲げるものを修めて卒業し（当該科目を修めて専門職大学前期課程を修了した者である場合を含む。）、又は訓練を修了した者は、第二種作業環境測定士となる資格を有するものとする。 一 六 （略）
---	--	--	---	---

（新設） 一 法第五条の作業環境測定士試験（以下「試験」という。）の全科目が免除された者で、同条の講習（以下「講習」という。）を修了したもの	二（略） 三 その他厚生労働大臣が、前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定する者	2 前項第二号の規定による認定を受けようとする者は、同号イ又はロに該当することを証する書面を添えて、書面により、厚生労働大臣に申請しなければならない。	3 第一項第二号又は第三号の規定による認定は、作業環境測定士の種別及びその種別が第一種作業環境測定士である場合にあつては、その者が作業環境測定を行うことができる別表に掲げる作業場の種類を定めて行うものとする。	第五条の二 前条第一項の規定にかかわらず、学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業能力開発短期大学校若しくは職業能力開発大学校（以下「大学等」という。）のうち厚生労働大臣の登録を受けたものにおいて、法第二条第六号に規定する第二種作業環境測定士（以下この条において「第二種作業環境測定士」という。）となるために必要な知識及び技能を付与する科目として次に掲げるものを修めて卒業し（当該科目を修めて専門職大学前期課程を修了した者である場合を含む。）、又は訓練を修了した者は、第二種作業環境測定士となる資格を有するものとする。 一 六 （略）
--	--	--	---	--

（新設）

ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて十分な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定める者であつて、試験に合格していないもの（第五条第二項第二号から第四号まで及び前条に該当しない者を含む。）は、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングに限り行うことができる第二種作業環境測定士となる資格を有するものとする。

（登録）

第五条の三 第五条の二の登録（以下この条から第五条の十四までにおいて単に「登録」という。）は、第五条の五第一項第一号に規定する該当科目を開設しようとする大学等の設置者の申請により行う。

2・3 （略）

（登録基準）

第五条の五 厚生労働大臣は、第五条の三の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、第一号に規定する該当科目を開設する事業年度の初日にその登録をしなければならない。

一 （略）

二 教員等の資格及び専任の教員等の数は、次に定めるところによること。

イ 教員等は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

科目 (略)	条件 (略)
作業環境について 行うデザイン及び	一 (略) 二 第五条第二項第三号イ又はロに該当する者で、第一種作業環境測定士となる資格を有するもの

（登録）

第五条の三 前条の登録（以下この条から第五条の十四までにおいて単に「登録」という。）は、第五条の五第一項第一号に規定する該当科目を開設しようとする大学等の設置者の申請により行う。

2・3 （略）

（登録基準）

第五条の五 厚生労働大臣は、第五条の三の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、第一号に規定する該当科目を開設する事業年度の初日にその登録をしなければならない。

一 （略）

二 教員等の資格及び専任の教員等の数は、次に定めるところによること。

イ 教員等は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

科目 (略)	条件 (略)
作業環境について 行うデザイン及び	一 (略) 二 第五条第一項第二号イ又はロに該当する者で、第一種作業環境測定士となる資格を有するもの

サンプル ング及び 作業環境 の評価	三 (略)
(略)	(略)

ロ・ハ (略)
三 (略)

2 (略)

(変更の届出)

第五条の八 登録大学等は、第五条の五第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更したときは、変更した日から二週間以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(公示)

第五条の十四 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

(略)	(略)
第五条の八の規定 による第五条の五 第二項第二号の事 項の変更の届出が あつたとき。	一 (略) 二 変更した年月日
(略)	(略)

(登録事項)

第六条 法第七条第四号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める事項とする。

一・二 (略)

サンプル ング及び 作業環境 の評価	三 (略)
(略)	(略)

ロ・ハ (略)
三 (略)

2 (略)

(変更の届出)

第五条の八 登録大学等は、第五条の五第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(公示)

第五条の十四 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

(略)	(略)
第五条の八の規定 による第五条の五 第二項第二号の事 項の変更の届出が あつたとき。	一 (略) 二 変更する年月日
(略)	(略)

(登録事項)

第六条 法第七条第四号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める事項とする。

一・二 (略)

		三 第五条第二項第三号又は第四号に掲げる者で、同条第四項の規定によりその種別が第一種作業環境測定士であると厚生労働大臣が認定したもの、その者が作業環境測定を行うことができる別表に掲げる作業場の種類 四 第五条第二項第三号又は第四号に掲げる者及び第五条の二の規定により第二種作業環境測定士としての資格を有する者、個人サンプリング法を行うことができること 五 次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングを行うことができること イ 法別表第一第一種作業環境測定士講習の項講習科目の欄第二号又は同表第二種作業環境測定士講習の項講習科目の欄第二号に掲げる科目のうち個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングに関するものを修了した者 ロ 試験に合格した者（第五条第二項第二号に該当する者を含む。）であつて、第五条の二の二の厚生労働大臣が定める者に該当するもの ハ 第五条第二項第三号又は第四号に掲げる者及び第五条の二の規定により第二種作業環境測定士としての資格を有する者 六 第五条の二の二の規定により個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングに限り行うことができる第二種作業環境測定士となる資格を有する者、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングに限り行うことができること 2 (略) 2 (登録の申請) 第七条 (略) 2 法第九条第二項の厚生労働省令で定める書類は、法第十六条第一項の合格証（以下「合格証」という。）若しくはその写し、同条第二項の講習修了証（以下「講習修了証」という。）若しくはその写し及び第五条第一項の労働衛生の実務に従事した経験を有
		三 第五条第一項第二号又は第三号に掲げる者で、同条第三項の規定によりその種別が第一種作業環境測定士であると厚生労働大臣が認定したもの、その者が作業環境測定を行うことができる別表に掲げる作業場の種類 四 第五条第一項第二号又は第三号に掲げる者及び第五条の二の規定により第二種作業環境測定士としての資格を有する者、個人サンプリング法を行うことができること (新設) (新設) 2 (略) 2 (登録の申請) 第七条 (略) 2 法第十六条第一項の合格証（以下「合格証」という。）及び同条第二項の講習修了証（以下「講習修了証」という。）（第五条第一項各号に該当する者又は第五条の二に規定する者にあつては、これらに代わるべき書面）の法第九条第二項の規定による提示

することを証する書類又はこれらに代わるべき書類とする。

(登録証の書換え)

第九条 作業環境測定士は、法第七条第二号に掲げる事項又は第六条第二項に規定する旧姓を使用した氏名若しくは通称について変更が生じたときは、遅滞なく、作業環境測定士登録証書換申請書(様式第三号)に登録証及び書換えの理由を証する書類を添えて、当該作業環境測定士の住所を管轄する都道府県労働局長(以下この款において「所轄都道府県労働局長」という。)を経由して厚生労働大臣に提出し、登録証の書換えを受けなければならない。

2 (略)

3 前項の場合においては、作業環境測定士は、第七条第二項に規定する書類その他の書換えの理由に応じてこれを証する書類を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

(指定登録機関が登録事務を行う場合における規定の適用)

第十三条の二 法第三十二条の二第二項に規定する指定登録機関(以下「指定登録機関」という。)が同条第一項に規定する登録事務(以下「登録事務」という。)を行う場合における第七条、第九条、第十条及び前条の規定の適用については、第七条第一項中「申請者の住所を管轄する都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣」とあり、第九条第一項中「当該作業環境測定士の住所を管轄する都道府県労働局長(以下この款において「所轄都道府県労働局長」という。))を経由して厚生労働大臣」とあり、同条第二項、第十条及び前条中「所轄都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣」とあり、並びに第九条第三項中「所轄都道府県労働局長」とあるのは、「指定登録機関」とする。

は、申請者の住所を管轄する都道府県労働局長に対して行わなければならない。

(登録証の書換え)

第九条 作業環境測定士は、法第七条第二号に掲げる事項又は第六条第二項に規定する旧姓を使用した氏名若しくは通称について変更が生じたときは、遅滞なく、作業環境測定士登録証書換申請書(様式第三号)に登録証及び書換えの理由を証する書面を添えて、当該作業環境測定士の住所を管轄する都道府県労働局長(以下この款において「所轄都道府県労働局長」という。)を経由して厚生労働大臣に提出し、登録証の書換えを受けなければならない。

2 (略)

3 前項の場合においては、作業環境測定士は、書換えの理由を証する合格証及び講習修了証(第五条第一項各号に該当する者にあつては、これらに代わるべき書面)を所轄都道府県労働局長に提示しなければならない。

(指定登録機関が登録事務を行う場合における規定の適用)

第十三条の二 法第三十二条の二第二項に規定する指定登録機関(以下「指定登録機関」という。)が同条第一項に規定する登録事務(以下「登録事務」という。)を行う場合における第七条、第九条、第十条及び前条の規定の適用については、第七条第一項中「申請者の住所を管轄する都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣」とあり、同条第二項中「申請者の住所を管轄する都道府県労働局長」とあり、第九条第一項中「当該作業環境測定士の住所を管轄する都道府県労働局長(以下この款において「所轄都道府県労働局長」という。))を経由して厚生労働大臣」とあり、同条第二項、第十条及び前条中「所轄都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣」とあり、並びに第九条第三項中「所轄都道府県労働局長」とあるのは、「指定登録機関」とする。

(受験資格)

第十五条 法第十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程以外の課程を修めて卒業した者（機構により学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）

二 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。以下同じ。）又は中等教育学校において理科系統の正規の学科以外の学科を修めて卒業した者（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第一百五十五条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）

三 機構により学士の学位を授与された者（理科系統の正規の課程を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者

三の二 職業能力開発促進法施行規則第九条に定める応用課程の高度職業訓練のうち同令別表第七に定めるところにより行われるもの（当該訓練において履修すべき専攻学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者

四 職業能力開発促進法施行規則第九条に定める専門課程又は同令第三十六条の二第二項に定める特定専門課程の高度職業訓練のうち同令別表第六に定めるところにより行われるもの（職業

(受験資格)

第十五条 法第十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程以外の課程を修めて卒業した者（機構により学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後三年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

二 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。以下同じ。）又は中等教育学校において理科系統の正規の学科以外の学科を修めて卒業した者（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第一百五十五条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後五年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

三 機構により学士の学位を授与された者（理科系統の正規の課程を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

三の二 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第九条に定める応用課程の高度職業訓練のうち同令別表第七に定めるところにより行われるもの（当該訓練において履修すべき専攻学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

四 職業能力開発促進法施行規則第九条に定める専門課程又は同令第三十六条の二第二項に定める特定専門課程の高度職業訓練のうち同令別表第六に定めるところにより行われるもの（職業

能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成五年労働省令第一号。第六号において「平成五年改正省令」という。）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧能開規則」という。）別表第三の二に定めるところにより行われる専門課程の養成訓練並びに職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和六十年労働省令第二十三号）による改正前の職業訓練法施行規則（次号及び第十七条第十二号において「昭和六十年改正前の職業訓練法施行規則」という。）別表第一の専門訓練課程及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第四十号）による改正前の職業訓練法（以下「旧職業訓練法」という。）第九条第一項の特別高等訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履修すべき専攻学科又は専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者

五 職業能力開発促進法施行規則第九条に定める普通課程の普通職業訓練のうち同令別表第二に定めるところにより行われるもの（旧能開規則別表第三に定めるところにより行われる普通課程の養成訓練並びに昭和六十年改正前の職業訓練法施行規則別表第一の普通訓練課程及び旧職業訓練法第九条第一項の高等訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履修すべき専攻学科又は専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者

六 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十三年労働省令第三十七号。第十七条第十二号において「昭和五十三年改正省令」という。）附則第二条第一項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成五年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程及び旧職業訓練法第九条第一項の専修訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履修すべき専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修

能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成五年労働省令第一号。第六号において「平成五年改正省令」という。）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧能開規則」という。）別表第三の二に定めるところにより行われる専門課程の養成訓練並びに職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和六十年労働省令第二十三号）による改正前の職業訓練法施行規則（次号及び第十七条第十二号において「昭和六十年改正前の職業訓練法施行規則」という。）別表第一の専門訓練課程及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第四十号）による改正前の職業訓練法（以下「旧職業訓練法」という。）第九条第一項の特別高等訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履修すべき専攻学科又は専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

五 職業能力開発促進法施行規則第九条に定める普通課程の普通職業訓練のうち同令別表第二に定めるところにより行われるもの（旧能開規則別表第三に定めるところにより行われる普通課程の養成訓練並びに昭和六十年改正前の職業訓練法施行規則別表第一の普通訓練課程及び旧職業訓練法第九条第一項の高等訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履修すべき専攻学科又は専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後三年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

六 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十三年労働省令第三十七号。第十七条第十二号において「昭和五十三年改正省令」という。）附則第二条第一項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成五年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程及び旧職業訓練法第九条第一項の専修訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履修すべき専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修

了した者

七 職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の三に掲げる検
定職種のうち、一級、二級又は単一等級の技能検定（当該技能
検定において必要とされる知識が主として理学又は工学に関す
る知識であるものに限る。）に合格した者

八 十 （略）

（試験の免除）

第十七条 法第十四条第三項の厚生労働省令で定める資格を有する
者は、次の各号に掲げる者とし、その者に対して、第一種試験及
び第二種試験の科目のうち、それぞれ、当該各号に定める科目を
免除する。

一 十九 （略）

二十 試験に合格した者（第五条第二項第三号又は第四号の規定
による認定を受けた者及び第五条の二に規定する者を含む。）

分析の技術に関する科目を除く全科目

二十一 （略）

（変更の届出）

第十七条の七 登録試験免除講習機関は、第十七条の四第二項第二
号又は第三号の事項を変更したときは、変更した日から二週間以
内に、登録試験免除講習機関登録事項変更届出書（様式第四号の
六）を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第十七条の十 登録試験免除講習機関は、毎事業年度経過後三月以
内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は

了した者で、その後四年以上労働衛生の実務に従事した経験を
有するもの

七 職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の三に掲げる検
定職種のうち、一級、二級又は単一等級の技能検定（当該技能
検定において必要とされる知識が主として理学又は工学に関す
る知識であるものに限る。）に合格した者で、その後一年以上
労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

八 十 （略）

（試験の免除）

第十七条 法第十四条第三項の厚生労働省令で定める資格を有する
者は、次の各号に掲げる者とし、その者に対して、第一種試験及
び第二種試験の科目のうち、それぞれ、当該各号に定める科目を
免除する。

一 十九 （略）

二十 試験に合格した者（第五条第一項第二号又は第三号の規定
による認定を受けた者及び第五条の二に規定する者を含む。）

分析の技術に関する科目を除く全科目

二十一 （略）

（変更の届出）

第十七条の七 登録試験免除講習機関は、第十七条の四第二項第二
号又は第三号の事項を変更しようとするときは、変更しようとし
る日の二週間前までに、登録試験免除講習機関登録事項変更届出
書（様式第四号の六）を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第十七条の十 登録試験免除講習機関は、毎事業年度経過後三月以
内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は

収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 (略)

(登録の取消し等)

第十七条の十三 厚生労働大臣は、登録試験免除講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて試験免除講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 (略)

二 第十七条の六から第十七条の九まで、第十七条の十第一項又は次条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

三 五 (略)

(公示)

第十七条の十六 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

(略)		(略)
第十七条の七の規定による第十七条の四第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一	一 (略)
	二	変更した年月日
第十七条の七の規定による第十七条	一・二 (略)	変更した年月日

収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 (略)

(登録の取消し等)

第十七条の十三 厚生労働大臣は、登録試験免除講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて試験免除講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 (略)

二 第十七条の六から第十七条の九まで、第十七条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 五 (略)

(公示)

第十七条の十六 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

(略)		(略)
第十七条の七の規定による第十七条の四第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一	一 (略)
	二	変更する年月日
第十七条の七の規定による第十七条	一・二 (略)	変更する年月日

の四第二項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	
(略)	(略)

(講習の免除)

第二十五条 講習を修了した者(第五条第二項第三号又は第四号の規定による認定を受けた者及び第五条の二に規定する者を含む。)(に対しては、法別表第一の下欄に掲げる講習科目のうち労働衛生管理の実務及び作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務(個人サンプリング法に係るもの及び個人ばく露測定に係るものを除く。))を免除する。

第五節 登録サンプリング補助者講習機関

(登録の申請)

第五十一条の十 第三条の五の登録(以下この節において「登録」という。)(は、サンプリング補助者講習を行おうとする者の申請により行う。

2 登録の申請をしようとする者は、登録サンプリング補助者講習機関登録申請書(様式第十五号の三)に次の書類を添えて、当該者がサンプリング補助者講習を行おうとする場所を管轄する都道府県労働局長(サンプリング補助者講習を行おうとする場所が二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる場合には、厚生労働大臣。以下この節において「所轄都道府県労働局長等」という。)(に提出しなければならない。

一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し

三 申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書類

四 次の事項を記載した書類

の四第二項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	
(略)	(略)

(講習の免除)

第二十五条 講習を修了した者(第五条第一項第二号又は第三号の規定による認定を受けた者及び第五条の二に規定する者を含む。)(に対しては、法別表第一の下欄に掲げる講習科目のうち労働衛生管理の実務及び作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務(個人サンプリング法に係るものを除く。))を免除する。

(新設)

(新設)

イ 申請者が法人である場合は、その役員の氏名及び略歴
ロ サンプルング補助者講習の業務を管理する者の氏名及び略歴

ハ サンプルング補助者講習の講師の氏名、略歴及び担当する
サンプルング補助者講習の講習科目

ニ サンプルング補助者講習に用いる機械器具その他の設備の
種類、数、性能及びそれらの所有又は借入れの別

ホ サンプルング補助者講習の業務以外の業務を行っていると
きは、その業務の種類及び概要

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、第五十一条の十二第一
項各号の要件に適合していることを証する事項

(欠格条項)

第五十一条の十一 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受
けることができない。

一 法又は労働安全衛生法（これらに基づく命令を含む。）の規
定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、
又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過
しない者

二 第五十一条の二十一の規定により登録を取り消され、その取
消の日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれ
かに該当する者があるもの

(登録基準)

第五十一条の十二 所轄都道府県労働局長等は、第五十一条の十の
規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合して
いるときは、その登録をしなければならない。

一 次に掲げるサンプルング補助者講習を行うために必要な機械
器具その他の設備を有し、これを用いてサンプルング補助者講
習を行うものであること。

(新設)

(新設)

イ	試料採取機器														
ロ	分粒装置														
ニ	サンプルング補助者講習が次に掲げる講習科目について、厚生労働大臣が定めるところにより行われるものであること。														
イ	化学物質管理概論														
ロ	個人ばく露測定概論														
ハ	サンプルングに関する知識														
ニ	労働衛生関係法令														
ホ	サンプルング														
三	サンプルング補助者講習の講師が、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。														
	<table><tr><th>講習科目</th><th>条件</th></tr><tr><td>化学物質管理概論</td><td>一 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後三年以上労働衛生に関する実務又は研究に従事した経験を有するもの</td></tr><tr><td>個人ばく露測定概論</td><td>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者</td></tr><tr><td>サンプルングに関する知識</td><td>一 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後三年以上労働衛生に関する実務又は研究に従事した経験を有するもの</td></tr><tr><td>労働衛生関係法令</td><td>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者</td></tr><tr><td>サンプルング</td><td>一 作業環境測定士であつて三年以上個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプルングの実務に従事した経験を有するもの</td></tr><tr><td></td><td>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者</td></tr></table>	講習科目	条件	化学物質管理概論	一 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後三年以上労働衛生に関する実務又は研究に従事した経験を有するもの	個人ばく露測定概論	二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者	サンプルングに関する知識	一 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後三年以上労働衛生に関する実務又は研究に従事した経験を有するもの	労働衛生関係法令	二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者	サンプルング	一 作業環境測定士であつて三年以上個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプルングの実務に従事した経験を有するもの		二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
講習科目	条件														
化学物質管理概論	一 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後三年以上労働衛生に関する実務又は研究に従事した経験を有するもの														
個人ばく露測定概論	二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者														
サンプルングに関する知識	一 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後三年以上労働衛生に関する実務又は研究に従事した経験を有するもの														
労働衛生関係法令	二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者														
サンプルング	一 作業環境測定士であつて三年以上個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプルングの実務に従事した経験を有するもの														
	二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者														

労働衛生 関係法令	する者
	一 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者（機構により学士の学位を授与された者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は専門職大学前期課程を修了した者を含む。）であつて、その後一年以上労働衛生に関する実務又は研究に従事した経験を有するもの 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
サンプリング	一 作業環境測定士であつて三年以上個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングの実務に従事した経験を有するもの 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
四	サンプリング補助者講習の業務を管理する者が置かれていること。
2	登録は、登録サンプリング補助者講習機関登録簿に次の事項を記載してするものとする。
一	登録年月日及び登録番号
二	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
三	事務所の名称及び所在地
(登録の更新)	
第五十一条の十三	(新設) 登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
2	前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。
(実施義務等)	
第五十一条の十四	(新設) 登録を受けた者（以下この節において「登録サ

ンプリング補助者講習機関」という。）は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、次の事項を記載したサンプリング補助者講習の実施に関する計画を作成し、サンプリング補助者講習受講申込書（様式第十五号の四）を提出してサンプリング補助者講習を受けようとする者に対し、当該計画に従って公正にサンプリング補助者講習を行わなければならない。	一 サンプリング補助者講習の実施時期、実施場所、講習科目、時間及び受講定員に関する事項	二 サンプリング補助者講習の講師の氏名	2 登録サンプリング補助者講習機関は、毎事業年度開始前に（登録を受けた日の属する事業年度にあつては、その登録を受けた後遅滞なく）、サンプリング補助者講習実施計画届出書（様式第十五号の五）に前項の規定により作成した計画を添えて、所轄都道府県労働局長等に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	3 登録サンプリング補助者講習機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、サンプリング補助者講習実施計画変更届出書（様式第十五号の六）を所轄都道府県労働局長等に提出しなければならない。	4 登録サンプリング補助者講習機関は、サンプリング補助者講習を修了した者に対し、遅滞なく、サンプリング補助者講習修了証（様式第十五号の七）を交付しなければならない。	5 前項の者は、サンプリング補助者講習修了証を損傷し、又は滅失したときは、サンプリング補助者講習修了証再交付申請書（様式第十五号の八）に損傷したサンプリング補助者講習修了証（サンプリング補助者講習修了証を滅失したときは、その事実を記載した書類）を添えて、サンプリング補助者講習修了証の交付を受けたサンプリング補助者講習機関（サンプリング補助者講習機関がサンプリング補助者講習の業務を廃止した場合（登録を取り消された場合及び登録が効力を失った場合を含む。）にあつては、第五十一条の二十四第一項に規定する所轄都道府県労働局長）に
--	--	----------------------------	--	--	--	--

提出し、サンプリング補助者講習修了証の再交付を受けることができる。

6 登録サンプリング補助者講習機関は、毎事業年度経過後一月以内に、その事業年度に実施したサンプリング補助者講習の結果について、サンプリング補助者講習実施結果報告書（様式第十五号の九）にサンプリング補助者講習の修了者の氏名、生年月日、住所及びサンプリング補助者講習修了証の番号を記載したサンプリング補助者講習修了者一覧を添えて、所轄都道府県労働局長等に提出しなければならない。

（変更の届出）

第五十一条の十五 登録サンプリング補助者講習機関は、第五十一条の十二第二項第二号又は第三号の事項を変更したときは、変更した日から二週間以内に、登録サンプリング補助者講習機関登録事項変更届出書（様式第十五号の十）を所轄都道府県労働局長等に届け出なければならない。

（業務規程）

第五十一条の十六 登録サンプリング補助者講習機関は、サンプリング補助者講習の業務の開始の日の二週間前までに、次の事項を記載したサンプリング補助者講習の業務に関する規程を定め、登録サンプリング補助者講習機関業務規程届出書（様式第十五号の十一）に当該規程を添えて、所轄都道府県労働局長等に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 サンプリング補助者講習の実施方法
- 二 サンプリング補助者講習に関する料金
- 三 前号の料金の収納の方法に関する事項
- 四 サンプリング補助者講習の講師の選任及び解任に関する事項
- 五 サンプリング補助者講習の講習科目及び時間に関する事項
- 六 サンプリング補助者講習修了証の発行に関する事項
- 七 サンプリング補助者講習の業務に関する帳簿及び書類の保存

（新設）

（新設）

に関する事項	八 サンプリグ補助者講習の実施に関する計画に関する事項
九 第五十一条の十八第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項	十 前各号に掲げるもののほか、サンプリグ補助者講習の業務に關し必要な事項
2 登録サンプリグ補助者講習機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、登録サンプリグ補助者講習機関業務規程変更届出書（様式第十五号の十二）を所轄都道府県労働局長等に提出しなければならない。	第五十一条の十七 登録サンプリグ補助者講習機関は、サンプリグ補助者講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、サンプリグ補助者講習業務休廃止届出書（様式第十五号の十三）を所轄都道府県労働局長等に届け出なければならない。
（業務の休廃止の届出）	第五十一条の十八 登録サンプリグ補助者講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財務諸表等を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。
2 サンプリグ補助者講習を受けようとする者その他の利害関係人は、登録サンプリグ補助者講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録サンプリグ補助者講習機関の定め	一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二 前号の書面の謄本又は抄本の請求	三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当

（新設）

（新設）

該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書類の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(適合命令)

第五十一条の十九 所轄都道府県労働局長等は、登録サンプリング補助者講習機関が第五十一条の十二第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録サンプリング補助者講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第五十一条の二十 所轄都道府県労働局長等は、登録サンプリング補助者講習機関が第五十一条の十四第一項の規定に違反していると認めるときは、その登録サンプリング補助者講習機関に対し、サンプリング補助者講習を行うべきこと又はサンプリング補助者講習の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第五十一条の二十一 所轄都道府県労働局長等は、登録サンプリン

(新設)

(新設)

(新設)

グ補助者講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めてサンプリング補助者講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 一 第五十一条の十一第一号又は第三号に該当するに至ったとき。	二 第五十一条の十四（第五項を除く。）から第五十一条の十七まで、第五十一条の十八第一項又は次条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。 三 正当な理由がないのに第五十一条の十八第二項各号の規定による請求を拒んだとき。 四 前二条の規定による命令に違反したとき。 五 不正の手段により登録を受けたとき。	（帳簿の作成と保存） 第五十一条の二十二 登録サンプリング補助者講習機関は、サンプリング補助者講習を行つたときは、サンプリング補助者講習の修了者の氏名、生年月日、修了年月日及びサンプリング補助者講習の修了証の番号を記載した帳簿を備え、サンプリング補助者講習の業務の廃止（登録の取消し及び登録の失効を含む。）に至るまで保存しなければならない。	2 登録サンプリング補助者講習機関は、サンプリング補助者講習を行つたときは、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から五年間保存しなければならない。 一 サンプリング補助者講習の講習科目及び時間 二 サンプリング補助者講習を行つた年月日 三 サンプリング補助者講習の講師の氏名及びその者の資格に関する事項	四 サンプリング補助者講習の結果 五 その他サンプリング補助者講習に関し必要な事項 3 登録サンプリング補助者講習機関は、サンプリング補助者講習
--	---	--	---	---

（新設）

の業務を廃止した場合（登録を取り消された場合及び登録がその効力を失った場合を含む。）には、第一項の帳簿を所轄都道府県労働局長等に引き渡さなければならない。

（報告の徴収）

第五十一条の二十三 所轄都道府県労働局長等は、サンプリング補助者講習の実施のため必要な限度において、登録サンプリング補助者講習機関に対し、サンプリング補助者講習の事務又は経理の状況に関し報告させることができる。

（新設）

（所轄都道府県労働局長によるサンプリング補助者講習の実施）

第五十一条の二十四 所轄都道府県労働局長（サンプリング補助者講習を行うおうとする場所を管轄する都道府県労働局長をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、その管轄区域内に登録を受ける者がいない場合、第五十一条の十七の規定によるサンプリング補助者講習の業務の全部若しくは一部の休止若しくは廃止の届出があつた場合、第五十一条の二十一の規定により登録を取り消し、若しくは登録サンプリング補助者講習機関に対しサンプリング補助者講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は登録サンプリング補助者講習機関が天災その他の事由によりサンプリング補助者講習の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合その他必要があると認める場合は、当該サンプリング補助者講習の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

（新設）

2 登録サンプリング補助者講習機関は、前項の規定により所轄都道府県労働局長がサンプリング補助者講習の業務の全部又は一部を自ら行う場合には、次の事項を行わなければならない。

一 所轄都道府県労働局長に当該サンプリング補助者講習の業務並びに当該サンプリング補助者講習の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他所轄都道府県労働局長が必要と認める事項

(公示)

第五十一条の二十五 所轄都道府県労働局長等は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

登録をしたとき。	一 登録サンプリング補助者講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 サンプリング補助者講習の業務を行う事務所の名称及び所在地 三 登録した年月日
第五十一条の十五の規定による 第五十一条の十五 第五十一条の十五 二第二項第二号 の事項の変更の届出があつたとき。	一 変更前及び変更後の登録サンプリング補助者講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 変更した年月日
第五十一条の十五の規定による 第五十一条の十五 二第二項第三号 の事項の変更の届出があつたとき。	一 登録サンプリング補助者講習機関の氏名又は名称 二 変更前及び変更後のサンプリング補助者講習の業務を行う事務所の名称及び所在地 三 変更した年月日
第五十一条の十七の規定による 届出があつたとき。	一 サンプリング補助者講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する登録サンプリング補助者講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 休止し、又は廃止するサンプリング補

(新設)

	第五十一条の二十一の規定により登録を取り消し、又はサンプリング補助者講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	前条第一項の規定により所轄都道府県労働局長がサンプリング補助者講習の業務の全部又は一部を自ら行うものとするとき。	前条第一項の規定により所轄都道府県労働局長が自ら行つていたサンプリング補助者講習の業務の全部又は一
助者講習の業務の範囲 三 サンプリング補助者講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日 四 サンプリング補助者講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間	一 登録サンプリング補助者講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 登録を取り消し、又はサンプリング補助者講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日 三 サンプリング補助者講習の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じたサンプリング補助者講習の業務の範囲及びその期間	一 サンプリング補助者講習の業務の全部又は一部を行うものとした年月日 二 行うものとするサンプリング補助者講習の業務の範囲及びその期間	一 サンプリング補助者講習の業務の全部又は一部を行わないものとした年月日 二 行わないものとしたサンプリング補助者講習の業務の範囲

部を行わないも
のとするとき。

(登録事項)

第五十二条 法第三十三条第一項第三号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 作業環境測定機関になろうとする者が個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングを行うことができる場合にあつては、その旨

(登録の基準)

第五十四条 法第三十三条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 作業環境測定機関になろうとする者が個人サンプリング法を行おうとする場合にあつては、第六条第一項第一号又は第四号に定める事項について登録を受けている作業環境測定士が置かれること。

二・三 (略)

四 作業環境測定機関になろうとする者が個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングを行おうとする場合にあつては、第六条第一項第五号又は第六号に定める事項について登録を受けている作業環境測定士が置かれること。

五 (略)

(業務規程の記載事項)

第五十九条 法第三十四条の二第三項の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 (略)

一の二 個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングを行うことができる場合にあつては、個人ばく露測定に係るデザイン

(登録事項)

第五十二条 法第三十三条第一項第三号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(新設)

(登録の基準)

第五十四条 法第三十三条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 作業環境測定機関になろうとする者が個人サンプリング法を行おうとする場合にあつては、第六条第一項第一号に定める事項について登録を受けている作業環境測定士が置かれること。

二・三 (略)

(新設)

四 (略)

(業務規程の記載事項)

第五十九条 法第三十四条の二第三項の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 (略)

(新設)

及びサンプリングに関する事項

二〇六 (略)

(作業環境測定の実施)

第六十一条 作業環境測定機関は、第三条第二項の規定により事業者の委託を受けて作業環境測定を行うときは、次に定めるところによらなければならない。

一 デザイン及びサンプリングは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者を実施させること。

イ 個人サンプリング法 作業環境測定士のうち、第六条第一項第一号又は第四号に定める事項について登録を受けているもの

ロ (略)

二 (略)

第六十一条の二 作業環境測定機関は、第三条の二第二項の規定により事業者の委託を受けて作業環境測定を行うときは、次に定め

るところによらなければならない。

一 デザイン及びサンプリングは、作業環境測定士のうち、第六条第一項第五号又は第六号に定める事項について登録を受けているものに実施させること。

二 分析は、第一種作業環境測定士のうち、当該指定作業場の属する別表に掲げる作業場の種類について登録を受けているものに実施させること。

第六十一条の三 作業環境測定機関は、第三条の三第二項の規定に

より事業者の委託を受けて作業環境測定を行うときは、次に定めるところによらなければならない。

一 デザイン及びサンプリングは、作業環境測定士のうち、第六条第一項第五号又は第六号に定める事項について登録を受けているものに実施させること。

二〇六 (略)

(作業環境測定の実施)

第六十一条 作業環境測定機関は、第三条第二項の規定により事業者の委託を受けて作業環境測定を行うときは、次に定めるところによらなければならない。

一 デザイン及びサンプリングは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者を実施させること。

イ 個人サンプリング法 作業環境測定士のうち、第六条第一項第一号に規定する事項について登録を受けているもの

ロ (略)

二 (略)

(新設)

(新設)

二 分析は、第三条の三第一項第二号に規定する者に実施させること。

(証票)

第六十七条 (略)

2 法第四十一条第二項において準用する法第三十九条第二項の証票は、労働安全衛生規則様式第二十一号の二による。

別表 作業場の種類(第三条―第五条、第六条、第十六条、第十七条、第五十一条の八、第五十二条、第五十四条、第五十九条、第六十一条関係)

一 粉じん障害防止規則(昭和五十四年労働省令第十八号)第二条第一項第三号の特定粉じん作業を行う屋内作業場、労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第六条第二十三号に規定する石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場若しくは同号に規定する石綿分析用試料等を製造する屋内作業場又は同令別表第三第二号34の3に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第三十四号の三に掲げる物を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場

二 五 (略)

(証票)

第六十七条 (略)

2 法第四十一条第二項において準用する法第三十九条第二項の証票は、労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)様式第二十一号の二による。

別表 作業場の種類(第三条―第五条、第六条、第十六条、第十七条、第五十一条の八、第五十二条、第五十四条、第五十九条、第六十一条関係)

一 粉じん障害防止規則(昭和五十四年労働省令第十八号)第二条第一項第三号の特定粉じん作業を行う屋内作業場、労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第六条第二十三号に規定する石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場若しくは同号に規定する石綿分析用試料等を製造する屋内作業場又は同令別表第三第二号34の3に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)別表第三十四号の三に掲げる物を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場

二 五 (略)